

税制改正大綱の格差是正

評論者



神奈川大学法学部教授

葭田 英人

2019年度税制改正大綱が12月14日に決定された。地域間の税格差是正のため、大都市にある企業が自治体に対して負担する地方法人課税（主に法人事業税・法人住民税の地方法人2税）の一部を地方に手厚く再分配することとなつた。

法人事業税の税率を改定し、その一部を分離して国税化した特別法人事業税（仮称）を創設する。さらに、特別法人事業税の収入額を財源として地方へ譲りする特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。なお、特別法人事業譲与税の譲与基準は、特別法人事業税の収入額を人口で案分した額を各都道府県への譲

与額とするものであり、新たに「人口」のみを譲与基準とすることになった。

来年10月の消費税10%増税後、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止する決定を見直し、法人事業税に戻す予定だったものを事実上存続させるものである。いつたん廃止し名称を変えただけの実質的な続行で

京都をはじめとする大都市に地方法人税収が偏在することか

費税の22・3%、地方法人税は税の33・1%、酒税の50%、消

き全体像を示すことなく、税率の地域間の偏在は進めるべきは、地域活性化を阻害する不合理な結果を招くことになる。

地方創生に資する企業の地方移転を促す施策を強化するとともに、地方に税源を移譲するなどの地方分権となる問題こそ本格的に取り組まないかぎり、根本的な地域間格差是正はあり得ない。

従来、ふるさと納税による地方法税の移転や地方交付税の財源を大都市は多く負担しているのであり、既に地方との税格差は是正に貢献している。本来、地域間格差是正は税制で行うべきではない。ひどく筑波大学大

あり、その正当性を説明する必要がある。

同時に、法人住民税の法人税割の一部を地方交付税の原資とする地方法人税（国税）により、する地方法人税（国税）により、が決まっている。しかし、地方税の国税化は、地方の課税自主権を弱め、地方分権に逆行するものである。地方法人課税は、公共

市に負担を強いることは、取れるところから取つて不足分を埋め合わせするという安易な場当

たり的なやり方である。さらに、大都市と地方が財源を取り合つており、既に地方との税格差は是正に貢献している。本来、地

域間格差是正は税制で行うべきではなく、大都市への人口転入と税制（第一版）（編著）など。

地域活性化阻害する

サービスの受益に対する応益負担を原則とした税である。大都市の地方法人課税の収入額を地方法人課税の外形標準課税部

に左右されやすい地方法人課税

（法人事業税の外形標準課税部

に左右されやすい地方法人課税

しないように国政レベルで解決しなければならない問題である。

大都市への一極集中による過密化の弊害こそ是正すべきである。

大都市への一極集中による過

正をするのではなく、偏在が小

さく景気に左右されにくい安定

した消費税の地方税化や地方交

付税の財源（所得税および法人

税の33・1%、酒税の50%、消

費税の22・3%、地方法人税は

1つ1つを再検討するなど、

に、地方に税源を移譲するなど

の地方分権となる問題こそ本格的に取り組まないかぎり、根本的な地域間格差是正はあり得ない。

◇

よしだひひと筑波大学大

学院修了。専門分野は会社法・

税法・信託法。近著に『基本が

わかる会社法』『信託の法制度

と税制』『合同会社の法制度と

税制（第二版）（編著）など。